



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

中国における会社の休眠制度について

1. はじめに
2. 中国法における会社の休眠の位置付け
3. 本制度の内容及び必要な手続
4. 業務休止中の事務処理等
5. 日本企業としての留意点
6. まとめ

弁護士 小林 幹雄
外国法研究員(中国律師) 蔡 雯嫻

1. はじめに

中国において、会社の休眠は可能でしょうか。近時、中国では会社の休眠に関する新たな制度(会社の一時的な業務休止制度)が導入されましたので、本稿では当該制度の概要をご紹介します。

2. 中国法における会社の休眠の位置付け

これまでの中国では、会社が自ら業務活動を停止して休眠することは法的に認められないという理解が一般的であったと思われます。「中華人民共和国会社法」(現行規定は2018年改訂版)211条1項が、会社が設立後正当な理由なく6か月を超えて開業せず、又は開業後自ら業務を停止して6か月以上継続した場合には、会社登記機関が当該会社の営業許可証を取り消

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

すことができると規定している点も、当該理解に沿うものです¹。日本企業が、経営状況の悪化した中国現地法人の処理方法を検討する場合においても、会社の休眠を現実的な選択肢に含めることは少なかったと思われます。

このような状況において、2022年3月1日に施行された「中華人民共和国市場主体登記管理条例」(國務院令 746 号)及び「中華人民共和国市場主体登記管理条例實施細則」(国家市場監督管理總局令 52 号)(以下それぞれ「本条例」「本細則」)は、一定の条件の下、会社による一時的な業務休止を可能とする制度(以下「本制度」)を導入しました。本条例及び本細則は各種市場主体²の登記手続等を規定する統一的な法規であり、本制度の対象となる市場主体を限定していません。外国企業の中国現地法人も本制度の適用対象となります。

3. 本制度の内容及び必要な手続

本制度の内容は、法律、行政法規が別途規定する場合を除き、自然災害、事故災難、公共衛生事件、社会安全事件等の原因により経営が困難となった市場主体は、最長で3年間、その業務を自主的に休止できるというものです(本条例 30 条、本細則 40 条)。本制度を利用する上で、当該会社が経営困難な状態にあることが前提条件となるのは規定上明確です。これに対して、その経営困難をもたらした「自然災害、事故災難、公共衛生事件、社会安全事件等の原因」の範囲は具体的に規定されていません。個別の事案における本制度の利用可能性については、必要に応じて登記機関に対する事前相談等を経て、慎重に判断する必要があると思われます。

本制度を利用して会社が一時的に業務を休止する場合、①業務休止に先立ち、労働関係処理等の関連事項を法律に基づき従業員と協議すること、及び②業務休止を登記機関に届け出ることが必要です³。一時的に業務を休止する会社の情報(業務休止期間、法律文書の送達住所等)は、登記機関が国家企業信用情報公示システムを通じて公示します。会社が業務休止期間中に経営活動の展開を自ら決定し又は経営活動を実際に展開した場合には、当該会社は30日以内に業務休止の終了につき上記システムを通じて公示する必要があります(本条例 30 条、本細則 41 条・42 条)。

本条例は業務休止の期間を最長でも3年としており、当該期間を超えて会社の業務を休止することはできません。例えば日本企業が経営状況の悪化した中国現地法人について本制度を利用する場合においても、遅くとも上記最長期間の満了時には、業務活動の再開又は会社の解散・清算等を決定する必要があります⁴。

¹ 後記「中華人民共和国市場主体登記管理条例」の施行により廃止された「中華人民共和国会社登記管理条例」67 条及び「中華人民共和国企業法人登記管理条例」22 条も類似の規定を設けていました。

² 「市場主体」とは、中国国内において営利を目的として経営活動に従事する自然人、法人及び非法人組織を指します。これには①会社、非会社企業法人及びそれらの分支機構、②個人独資企業、パートナーシップ企業及びそれらの分支機構、③農民專業合作社(聯合社)及びその分支機構、④個体工商戸、⑤外国会社の分支機構並びに⑥法律、行政法規の規定するその他の市場主体を含みます(本条例 2 条)。

³ 2022年3月1日に国家市場監督管理總局が公表した「市場主体登記文書規範」及び「市場主体登記提出資料規範」(国市監注発[2022]24 号)によれば、一時的な業務休止の届出時には「市場主体業務休止届出申請書」及び「業務休止届出承諾書」の提出が必要です。

⁴ 会社が届け出た業務休止期間が満了し、又は業務休止が累計で3年に達すると自動的に経営を回復したものと見なされます。以後は経営をしないことを決定した場合には、遅滞なく抹消登記をする必要があります(本細則 42 条 3 項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021

4. 業務休止中の事務処理等

本制度に基づき一時的な業務休止をしている会社も、年度報告の公示は期限通りに行う必要があります(本細則 63 条 3 項)。なお、業務休止中の会社の税務関連事項については、2022 年 7 月 14 日に施行された「市場主体の業務休止及び抹消段階における税関連事項の簡略化処理に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年 12 号)において、各種手続の簡略化が図られています。

5. 日本企業としての留意点

本制度は中国法において初めて導入された会社休眠制度として、実務上重要な意義を有しています⁵。ただし、本条例の公布に伴う司法部及び国家市場監督管理総局の担当者の説明によれば、本制度を導入する主要な目的は、経営の意欲及び能力があるにもかかわらずコロナ禍の影響で一時的に経営活動が困難となった会社等につき、業務休止による会社等維持コストの低減を認めることです。当該背景を踏まえると、本制度が、今後、どの程度広く利用されるのかについては不明確な部分もあります。関連規定の制定及び実務の運用状況を引き続き注視する必要があります⁶。

また、本条例が、業務休止に先立ち労働関係処理等の関連事項に従業員と協議するように求めていることにも留意すべきです。会社としては各種の労働関連規定を踏まえて、業務休止期間における従業員の処遇(労働契約の継続の有無、労働契約を継続する場合の賃金の処理等)に関する方針を固めて従業員と協議することが必要になります。ただし、要求される協議の方式及び内容は本条例及び本細則の規定上明確ではありません。なお、実務上は、業務休止に先立ち、従業員との労働関係に限らず、既存取引先との契約、工場・事務所の賃貸借契約等、既存の各種法律関係について関連当事者と協議すること、及び各種許認可等の主管部門に対する事前相談を行うこと等も必要になると考えられます。

最後に、一時的な業務休止期間においても、年度報告の公示や税務関連事項の処理等、経営活動以外の事務処理は継続しなければなりません。当該事務処理の担当者や外部委託先について、事前に手配しておくことが重要です。

6. まとめ

本制度の導入により、今後、日本企業は経営状況の悪化した中国現地法人の処理方法を検討する場合において、法人格を維持した状態での一時的な業務休止を選択肢に含めることができます。ただし、当該業務休止は一時的なものであること、及び業務休止の終了時には当該現地法人の経営を継続するか、又は経営を終了して解散・清算等の処理を行うかの最終的な判断が必要となることに留意すべきと思われます。

(作成日:2022 年 10 月 5 日)

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁵ 深セン市では本制度のテストケースが 2021 年 3 月から先行して実施されていました。

⁶ 地方における関連規定の制定動向も重要です。例えば、北京市市場監督管理局は 2022 年 3 月 1 日に「北京市市場主体業務休止届出管理弁法(試行)」(京市監発[2022]27 号)を發布して、北京市における本制度の運用ルールを定めています。